

社会福祉法人 リデルライトホーム
女性活躍推進法 一般事業主行動計画

2022年4月1日より常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は「一般事業主行動計画・公表」に加え、「自社の女性の活躍の活躍に関する情報の公表」も義務化されます。男女ともに全職員が継続して活躍できるよう雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づく一般行動主計画書を下記のとおり策定致しました。

(※リデルライトホームの女性の活躍に関する状況につきましては、下記の①と②の全項目から1項目以上選択し公表する義務がありますので、別紙のとおり公表いたします)

1. 計画期間 2022年 4月 1日～2023年3月31日までの1年間
2. 内容

目標1：子の看護休暇の取得率の向上を図る。

女性の看護休暇取得率を50%以上 男性の看護休暇取得率を35%以上にする。

<対策>

●2022年4月～2023年3月

定期的に職員会議やポータルサイトにおいて周知、取得推進

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none">・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)・男女別の採用における競争倍率(区)・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)・係長級にある者に占める女性労働者の割合・管理職に占める女性労働者の割合・役員に占める女性の割合・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)・男女別の再雇用又は中途採用の実績	<ul style="list-style-type: none">・男女の平均継続勤務年数の差異・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合・男女別の育児休業取得率(区)・労働者の一月当たりの平均残業時間・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)・有給休暇取得率・有給休暇取得率(区)